

食品産業海外展開支援事業実施要領

制定 平成30年 3 月30日29食産第5522号
農林水産省食料産業局長通知
改正 平成31年 3 月29日30食産第4955号
改正 令和 2 年 3 月30日元食産第5767号
改正 令和 3 年 3 月30日 2 食産第6694号

第1 目的

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年 3 月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1にある本事業は、実施要綱及び海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱（平成30年 3 月30日付け29食産第5389号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1において、事業実施主体の欄の2から4の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第3の1のロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業
農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、公社、独立行政法人、地方独立行政法人及び法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）
 - (2) 第3の2の栄養改善ビジネスの国際展開支援事業
農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び特認団体
 - (3) 第3の3の日本食提供拠点構築支援事業
農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、実施要綱第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

- 1 ロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業
ロシアの病院食・介護食等市場への日本企業の参入及びロシア国内における事業実施箇所の拡大を支援し、ロシアに対する「8項目の協力プラン（※）」の具体化を加速する。
具体的には、介護食品・機能性食品等のロシア向け改良、ロシア市場でのテスト導入及びビジネスモデルの構築、嚥下食・機能性食品等のロシア向け改良及びロシア病院食へのテスト導入、ロシア向け病院食レシピの作成、指導及びロシア病院食へのテスト導

入、日露の介護・医療関係者及び関連事業者へのプロモーション並びに日本企業とロシアディストリビューターとのマッチングを支援する。

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（ロシア側関係者等の招へいを含む。）、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費等

(※) 平成28年5月の日露首脳会談において、安倍前総理がプーチン大統領に対して提示した8項目からなるロシアの生活環境大国化・産業・経済の革新のための協力プラン

2 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

栄養改善ビジネスモデルの構築に必要な情報の収集・提供、助言等海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、現地調査、企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、東京栄養サミット2021において国内食品事業者等が表明するコミットメントの作成支援、ウェブページによる情報提供を行う。

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、賃借料及び使用料、委託費

3 日本食提供拠点構築支援事業

(1) 外食産業等の海外展開支援事業

日本の外食産業等のロシア展開を促進するため、ロシアへの出店に強い関心を有する日本の外食企業、ホテル等の飲食サービスを提供する企業（以下「外食事業者等」という。）に対して、その実現に向けたロシアの外食事業者等とのマッチング、契約交渉、開店等に関する支援を実施する。

(補助対象経費)

調査員手当、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、旅費、海外渡航保険料、露企業の招へい費及び滞在に要する経費、コンサル委託費、弁護士費、日本産食材運搬試験の食材費及び運搬費、営業等ライセンス取得に係る経費、店舗改装に係る経費（当該経費のうち50%を限度とする。）、日本産食材の輸入手続に係る経費、広報に係る経費、店舗スタッフの研修に係る経費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、通信運搬費及び報告書印刷費等

(2) 日本人日本食料理人の海外展開支援事業

海外展開を担う日本人の日本食料理人（以下「日本料理人」という。）を育成するため、次に掲げる取組を実施する。

ア 国内セミナー・研修の実施

(ア) セミナーの実施

海外進出に関心のある日本料理人を対象として、海外にて日本食レストランを出店し経営するために必要となる知識や、海外の日本食レストランで雇用される際に必要となる知識等を得るためのセミナーを実施する。

(イ) 研修の実施

(ア) のセミナーを受講した者のうち海外進出を行う意向がある者を選考し、海外進出を行う際に必要となる詳細な知識・ノウハウ等を得るための国内研修を実施する。

イ 海外研修の実施

アの(イ)の研修を受けた者のうち、海外進出を行う志が極めて高い者を海外研修生として選考し、海外の日本食レストラン等において現地市場の状況、食材等の調達方法、商慣習、仕事の進め方、実務等を学ぶための海外研修を実施する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、海外からの講師招へい費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、食材等購入費、消耗品費、賃借料、会場装飾費、通信運搬費、専門家指導活動費、海外研修生の渡航費、滞在に要する経費及び日当・旅費、広報普及費、報告書印刷費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から令和3年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとし、食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱5の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8に基づく変更等承認申請書（交付要綱別記様式3号）の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し提出するものとする。併せて第3の3の事業実施主体は、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。ただし、交付要綱第13第1項の規定に基づく実績報告書（交付要綱別記様式第7号）の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

第3の3の（2）の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果について、別記様式3により、毎会計年度終了後6ヶ月以内に食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、食料産業局長の指導・助言を受けるなど、翌年度

以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第8 事業遂行状況の報告

- 1 事業実施主体は、交付要綱第12の規定に基づき、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づく概算払請求書（交付要綱別記様式第5号）を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。
- 2 前項による報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第9 収益納付

- 1 第3の1の事業者
事業実施主体は補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。
$$\text{国庫補助金額} = (\text{補助対象経費} - ((\text{補助事業の実施により発生した収入} - \text{当該収入を得るに要した費用} (\text{補助事業に要した経費を除く。})) - \text{補助事業に要した経費のうち補助対象外経費})) \times \text{補助率}$$
- 2 第3の3の事業者
補助事業の実施により収入が発生した場合には、以下の計算式により補助事業実施に係わる経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。
$$(\text{「補助対象経費」} - (\text{「補助事業実施により発生した収入」} - \text{「補助事業実施に要した補助対象外経費」})) \times \text{補助率}$$

第10 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第11 権利の帰属

- 第3の1の事業により開発された商品、技術及び著作物等の権利の帰属
- 本事業により発生した特許権等については、次の（1）から（4）までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、食料産業局長に提出することを条件に、当該特許権等を発明等した者（病院食等製造業者等）に帰属させることとする。ただし、食料産業局長に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。
- （1）成果が得られた場合には、遅滞なく食料産業局長に報告すること。
 - （2）国が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
 - （3）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - （4）当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第12 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第13 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第14 その他

第3の1の事業成果の公表等

事業実施主体は、事業終了後、インターネット等により事業成果を公表するものとする。
また、事業実施主体は、食料産業局長が事業成果を普及できるよう、資料の収集及び提供等に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、食品産業グローバル展開推進事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6062号農林水産省食料産業局長通知）及び中堅・中小食品関連企業海外展開特別対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6068号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
この場合において、2に掲げる通知により平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月 ～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
 - 11 添付資料
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式 2（第 6 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度食品産業海外展開支援事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）
申請について

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年 3 月30日付け29食産第5386号農
林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、
承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実
施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二
段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当
該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和○○年度食
品産業海外展開支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績
を記載すること。

別添

第 1 総括表（積算内訳）

事業種類	事業細目	事業費	負 担 部 分		事業の委託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託 先名 (2) 委託 する事業の 内容及び当 該事業に要 する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表 1 の食品産業海外展開支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該金額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

I ロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業

1 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・評価点等）についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・ロシアへの進出を視野にロシア市場及び病院等において介護食品・機能性食品・嚥下食等を〇〇品目テスト導入する。
- ・ロシア向け病院食レシピを作成し、〇箇所の病院等へテスト導入する。
- ・日本企業とロシアディストリビューターとのマッチングを〇件実施する。

3 事業の内容

テスト導入等を行うロシアの都市、対象病院及び市場とその選定理由、テスト導入等を行うに当たっての課題及び課題解決に向けた方策、テスト導入等に参加する日本企業の募集方法、テスト導入等の実施先候補、事業実施方法及び期間、海外での実施における危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容毎に具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

5 年間スケジュール

実施内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						←			→				

実施期間を矢印で示すこと。

- 6 期待される効果・波及効果
実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。
- 7 事業成果・効果の検証方法
2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。
- 8 添付資料
(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。
(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。
(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
(4) 必要に応じて資料を添付すること。

第2 個別事業実施計画添付資料
II 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

1 事業の目的
事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・評価点等）についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・本事業において、栄養改善事業推進プラットフォーム（N J P P P）の参加企業数を○社以上とする。
- ・本事業において、N J P P Pにおいて現在実施しているプロジェクトを○件以上実施する。
- ・東京栄養サミット2021の国際場裡において、日本の食品企業等による途上国・新興国における栄養改善に資する取組を○件以上紹介する。
- ・東京栄養サミット2021において、日本の食品企業等にコミットメントを○件以上表明させる。

3 事業の内容

開催国（地）・派遣国（地）とその選定理由、開催期間、参加対象者、参加人数、参加者（派遣先）募集方法、派遣先企業候補（専門家派遣事業）、事業実施方法、海外での実施の場合は危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容毎に具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：○○地域における○○
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：○○○千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

5 年間スケジュール

実施内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						←————→							

実施期間を矢印で示すこと。

- 6 期待される効果・波及効果
- 実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。
- 7 事業成果・効果の検証方法
- 2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。
- 8 添付資料
- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

Ⅲ－１ 外食産業等の海外展開支援事業

１ 事業実施主体の概要

- (１) 設立目的
- (２) 設立年月日
- (３) 主たる業務の内容
- (４) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX番号
 - ④ Eメールアドレス

２ 事業目的

３ 事業目標等

- (１) 事業の成果目標、波及効果
 - ※ 事業の成果目標は、定量的に記載すること。
 - (例) 本事業により、日本の外食事業者等が１店舗以上、ロシアへ出店する。
- (２) 事業成果・効果の検証方法
- (３) 事業成果（事業の成果目標に対する事業の取組実績を記載）

４ 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

５ 事業実施スケジュール（主な事業の実施時期、実施場所、主な内容を記載）

６ 事業内容（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

７ 事業実施主体が作成するロシアに進出を希望する日本の飲食サービスを行う企業の提案書を添付

８ ロシアに進出を希望する日本の飲食サービスを行う企業の事業実施主体の採択基準

Ⅲ－２ 日本人日本食料理人の海外展開支援事業

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX番号
 - ④ Eメールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業の成果目標、波及効果
 - ※ 事業の成果目標は、定量的に記載すること。
 - (例) 本事業の海外研修を受けた日本人日本食料理人のうち、海外進出を行った料理人の割合を、本事業実施終了後から3年以内に80%以上とする。
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果（事業の成果目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の実施時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 国内セミナー・研修の実施
 - ア セミナーの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
 - イ 国内研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (2) 海外研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）

別記様式3（第7の2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度食品産業海外展開支援事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食品産業海外展開支援事業実施要領（平成30年3月30日付け29食産第5522号農林水産省食料産業局長通知）第7の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 評価： A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要の分かる資料、調査結果等を添付すること。